

## 手話を通じたささえあい活動への助成事業実施要綱

### (趣旨)

第1 この事業は、ろう者とろう者以外の者が共生することのできる地域社会を実現できるように、ろう者と手話を通じ交流する事業を支援し、ろう者の社会参加を促進することを目的とする。

### (事業の実施者)

第2 この事業における実施者は、長野県内に事務所を有し、公共的活動又は地域の活性化に資する活動を行う団体で、知事が認めるものとする。

### (参加対象者)

第3 この事業における参加対象者は、ろう者及びろう者以外の者とする。

### (実施内容)

第4 この事業は、ろう者とろう者以外の者が手話を通じて交流できるレクリエーション（ハイキング、キャンプ、オリエンテーリング等）や、趣味の活動（料理、音楽、絵画、陶芸、カラオケ等）等を通じた交流活動、またろう者とろう者以外の者による地域の防災について話し合いや情報共有を行うものとする。

### (実施の条件)

第5 この事業の実施に当たっては、次に掲げる事項を満たすことを条件とする。

- (1) 事業の実施に当たっては、参加者が一人でも多くの者と手話を通じたコミュニケーションを図れるよう留意すること。
- (2) 団体等の関係者だけでなく、多くの方に事業への参加を促すこと。
- (3) 事業の実施に当たっては、参加者等の事故防止に十分留意すること。

### (事業への補助)

第6 県の補助は、別に定めるところによるものとする。